

第31期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年4月24日（木曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催場所 神奈川県横浜市西区高島二丁目13番12号
崎陽軒本店5階 宴会場 マンダリン（イースト）

昨年と会場が変更となっておりますので、
ご注意くださいようお願い申し上げます。
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

議決権行使期限

2025年4月23日（水曜日）
午後6時まで

目 次

■ 第31期 定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	5
■ 計算書類	23
■ 監査報告書	26
■ 株主総会参考書類	29

証券コード 6696
(発送日) 2025年4月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年4月2日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番30号
横浜西口加藤ビル2階
株式会社トラース・オン・プロダクト
代表取締役社長 藤 吉 英 彦

第31期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.traas.co.jp/ir/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トラース・オン・プロダクト」又は「コード」に当社証券コード「6696」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年4月23日（水曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：2025年4月24日（木曜日） 午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所：神奈川県横浜市西区高島二丁目13番12号
崎陽軒本店5階 宴会場 マンダリン（イースト）
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目 的 事 項：
報 告 事 項 第31期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - （1）議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - （3）議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前頁の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ・計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告書を作成する際にして監査をした対象書類の一部であります。

議決権の行使についてのご案内

「株主総会参考書類」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年4月23日（水）
午後6時までに到着



インターネット

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年4月23日（水）
午後6時まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

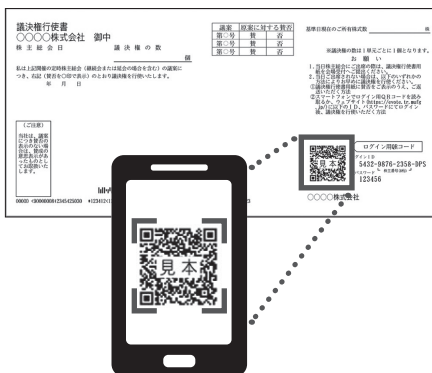
2025年4月24日（木）
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



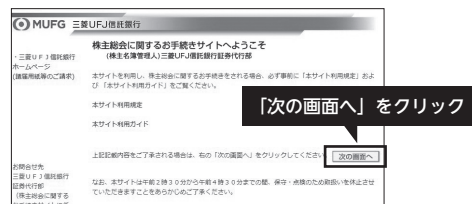
2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

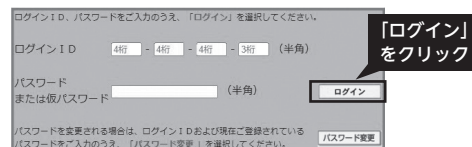
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス <https://evote.tr.mufig.jp/>



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分までの間にご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
(1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

事業報告

自 2024年 2月 1日
至 2025年 1月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用、所得環境の改善により緩やかに回復しているものの、原油や資材価格高騰、為替変動による物価の上昇、ウクライナ危機や中東情勢の悪化などの地政学的リスク等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当事業年度においては、過去からのBtoB市場に向けた単なるモノの販売から脱却し、成長方針に掲げるBtoB市場に向けたモノづくりを基盤としたSaaS月額課金型サービスを当社の主力事業とすべく、前事業年度より継続して経営資源をその事業へ集中し事業転換を図ってまいりました。

当事業年度においては、TRaaS事業では、AI電力削減ソリューション「Alrux8」、流通小売店舗を対象としたDX店舗活性プロダクト「店舗の星」及びデジタルサイネージプラットフォーム「CELDIS」を中心としたSaaS月額課金型サービスへの事業転換を継続して推進し、戦略販売パートナーと共に更なる販売拡大を目指し事業を推進してまいりました。受注型Product事業では、ホスピタリティ市場の回復と共に、STB及びサーバー等の受注が想定を上回り順調に推移すると共に、テクニカルサービス事業においても、大型のシステム開発案件の継続受注が大きく売上に貢献いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は411,492千円（前年同期比32.3%増）、営業利益は5,269千円（前年同期は69,638千円の損失）、経常利益は6,919千円（前年同期は76,376千円の損失）、当期純利益は2,346千円（前年同期は85,810千円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。
(TRaaS事業)

TRaaS事業の当事業年度におきましては、AI電力削減ソリューション「Alrux8」、流通小売店舗を対象としたDX店舗活性プロダクト「店舗の星」及びデジタルサイネージプラットフォーム「CELDIS」を中心として、BtoB市場に向けたモノづくりを基盤としたSaaS月額

課金型サービスへ集中し、事業転換を推進してまいりました。

「Alrux8」については、戦略販売パートナーとして、2024年4月に丸紅情報システムズ株式会社様及び加賀FEI株式会社様へ「Alrux8」提供を開始いたしました。加えて、「Alrux8」の技術が日本で特許として登録されたことから、お客様に対する一層の信頼感が得られることに繋がり、現在、戦略販売パートナーとの連携がより強固なものになってきております。実際に、導入を検討されているお客様からのお問い合わせも着実に増えており、その消費電力削減効果及び機能性を十分に確認いただきながら商談が進行し、空調消費電力量削減実績及び導入効果に高い評価をいただいた結果、大手老舗百貨店の本社ビルや大手電子機器メーカーの事業所等への導入が着実に進んでおります。

また、「店舗の星」については、海外では大手小売企業の店舗へ追加導入を実施し、日本での実証実験においても、「店舗の星」がOMO（Online Merges With Offline）ソリューションとして、海外同様、非常に高い導入効果が見られたことから、本格的な国内展開が開始いたしました。今後、更なる販売拡大を目指し、様々な流通小売店舗様との実証実験を通じて、改善点等のアップデートやシステム開発を計画、実行しながら、「店舗の星」の経済効果及び社会効果の検証を継続的に進めていく予定です。デジタルサイネージプラットフォーム「CELDIS」については、国内最大規模のオープンイノベーション施設へ2024年9月に納品が完了し、更に2026年1月期においてドコモショップ2,000店舗へ採用されることが決定いたしました。

以上の結果、売上高は93,215千円（前年同期比15.2%増）、セグメント利益は59,388千円（同49.7%増）となりました。

（受注型Product事業）

受注型Product事業の当事業年度におきましては、訪日外国人の増加に伴うインバウンド需要の拡大により、ホテル、飲食店等のホスピタリティ市場の回復が顕著となっております。その需要増加に伴い、お客様からのSTB等の引き合いが増加しており、当社が長年培ったSTBの開発技術力と調達ネットワークを活かしたお客様のニーズを捉えた的確な提案が実を結んできており、STB及びサーバー案件等の受注が大幅に増加いたしました。また、DX（Digital Transformation）を推進し、業務効率の改善を目指すお客様からのCygnus2の引き合いも堅調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は127,874千円（前年同期比28.4%増）、セグメント利益は79,713千円（同21.2%増）となりました。

(テクニカルサービス事業)

テクニカルサービス事業の当事業年度におきましては、大型のシステム開発案件の継続受注が大きく売上に貢献すると共に、エンジニア派遣ビジネスも堅調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は190,402千円（前年同期比45.9%増）、セグメント利益は101,729千円（同58.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資等の総額は45,200千円であります。その主な内容は、販売用ソフトウェア（41,578千円）であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、既発行の第5回新株予約権の権利行使が行われ、資本金及び資本準備金がそれぞれ807千円増加しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

財産及び損益の状況の推移

区 分	第 28 期 (2022年 1 月期)	第 29 期 (2023年 1 月期)	第 30 期 (2024年 1 月期)	第 31 期 (当事業年度) (2025年 1 月期)
売 上 高 (千円)	404,573	496,493	310,965	411,492
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△365,193	△15,100	△76,376	6,919
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△517,836	△16,801	△85,810	2,346
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△140.38	△4.34	△18.47	0.49
純 資 産 (千円)	209,167	327,899	408,111	412,073
総 資 産 (千円)	298,879	527,913	513,342	542,471

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益又は当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日) 等を第29期の期首から適用しており、第29期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、中長期的に継続した成長を実現し、企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① 販路の拡大及び収益の最大化

小規模である当社が、販売力を強化するにあたって、自社人員の営業活動の効率化、当社製品の提案から導入サポートまで一貫して行える戦略販売パートナー企業の獲得や、他企業との業務提携に取り組み、既存顧客に対しても、当社の他の製品・サービスを追加で提案していくことにより、販路の拡大と共に収益の最大化に努めてまいります。

加えて、当社の主力ソリューションである「Alrux8」、「店舗の星」及び「CELDIS」やその他IoTソリューションにおけるBtoB市場での潜在顧客獲得を狙い、マーケティング活動を積極的に実施し、オーガニック検索SEO、SNSでの発信、メルマガ配信、展示会への

出展等の施策を強化してまいります。更にオウンドメディアを構築し、お客様に役立つ情報を提供しストックしていくことで、Webでの認知拡大・検索流入が狙えるだけではなく、サイト内における見込顧客の育成と、その顧客を絞り込んだ分析が実施可能となります。これらの施策を通じた問い合わせ等からの顕在顧客を、営業体制を強化し商談・成約に繋がるよう推進してまいります。

② 顧客満足度及び品質の向上

当社は、製品の開発から製造まで一気通貫で提供しており、顧客が要求する機能と価格を満たす最適な製品・サービスの提供が可能です。製品・サービスの品質向上と顧客満足度を高めるために、当社では優秀な人材の確保と社内教育を拡充し、また、製品の製造コスト削減のため、部材等の供給先の複数化を図ってまいります。

また、品質向上を目指してISO9000シリーズの他、ISO27000シリーズの認証取得も行ってまいります。今後も顧客に対して適切な品質水準の製品・サービスの提供と顧客に対する価値提供レベルを向上させるため、同認証を維持すると共に、新たな認証取得も目指し、品質向上を図ってまいります。

③ 研究開発の強化

既存の製品・サービス向けに開発したソフトウェアは、他の分野でも利用される製品・サービスのソフトウェア開発にも応用させることができます。そのため、数多くのソフトウェアを開発することで、新規開発が早期化でき、また、様々な顧客ニーズに応えることができるようになって考えております。

また、近年、様々なOSやアプリケーションソフトが誕生しており、それらと連動させた製品・サービスに対する需要が増加傾向にあります。

そのため、当社では、研究開発を強化し、ソフトウェアの開発スピードの向上、リードタイム短縮化を目指し、また、複数の顧客ニーズに共通する機能を標準的な機能として製品・サービスに実装させることで、確実に新規顧客を取り込んでまいります。

④ 優秀な人材の育成と生産性の最大化

当社は、今後の更なる成長のために、開発部門及び営業部門を中心に優秀な人材の育成が重要な課題であると認識しております。そのため、既存社員の能力及びスキルの底上げ、定着を図るために社内教育の拡充や定期的な人事評価制度や報酬制度の見直し等を行ってまいります。また、生産性を最大化させるために、個々の持つポテンシャルを最大限

発揮できるよう、就業環境の最適化や人事制度の拡充に取り組んでまいります。

⑤ 内部統制及びガバナンスの強化

当社は、持続的に健全な成長を果たすためには、当社の内部統制並びにガバナンスの一層の強化が不可欠であると認識しております。そのため、監督強化のために内部監査室を設け、その強化に取り組んでおります。また、内部統制レベルの向上を継続的に図ると共に、事業推進に必要な意思決定の迅速化にも邁進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年1月31日現在）

当社は、「お客様への“真の価値提供”を第一にモノづくりを通じVirtualとRealを融合最適化した新しい社会の礎を創造する」を経営理念とし、モノは買う物から、サービス提供に付帯するプラットフォームになるべきであり、モノの価値は物体価値になくサービス価値にあると考えております。当社は、本当に求められる製品を0から組上げられる調合士として、今後の社会が待ち望んでいるサービス価値を提供しております。

① TRaaS事業

BtoB市場向けに、お客様の価値を最大化させるための適切なIoTソリューションと最適なモノの選定をし、そのモノを起点としたSaaSサービスを提供しております。モノは、ファブレス型で自社設計開発した製品特性に応じた海外ネットワークを選定することにより、価格競争力のある製品となっております。お客様がIoT、DXを進めるうえでのモノの導入コストの高さを、当社のテクノロジーで解消すべく、今後SaaSサービスを更に拡充してまいります。

② 受注型Product事業

IoT技術を用いた製品・ソリューションの企画、設計、製造からの運用・保守サポートまで完全垂直統合を実現し、お客様（VAR※）が望む製品を柔軟に提供しております。

※VAR：Value Added Reseller 付加価値再販パートナー

当社製品に価値を付加し再販する事業者をVARとして、VARと協業することで事業拡大を図っております。VARが当社製品に価値を付加し、様々なマーケットや顧客に横展開することで、当社製品は新たなマーケットに拡販されております。

③ テクニカルサービス事業

基幹業務システム等のアプリケーションソフトウェアの受託開発、システム運用に必要なパソコンやサーバー等の提供及びメンテナンス、開発したソフトウェア・システムのメンテナンスや常駐型保守に向けたエンジニア派遣サービスを提供しております。

サービス区分ごとの主要製品及びサービスは以下のとおりです。

サ ー ビ ス 区 分	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
T R a a S 事 業	AI電力削減ソリューションサービス「Alrux8」 流通小売店向けDX製品「店舗の星」 LEDサイネージ及びサイネージ配信プラットフォーム「CELDIS」
受 注 型 Product 事 業	「STB」・ウェアラブルデバイス「Cygnus 2」
テクニカルサービス事業	「システム受託開発・保守サービス」・「エンジニア派遣サービス」

(6) 主要な事業所（2025年1月31日現在）

- ① 当社
本社 神奈川県横浜市
- ② 主要な子会社
該当事項はありません。

(7) 使用人の状況（2025年1月31日現在）

会社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
24名	1名増	42.3歳	7年0ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,824,991株（自己株式111株を含む）
- (注) 新株予約権の権利行使により発行済株式の総数は9,500株増加しております。
- (3) 株主数 3,584名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
藤 吉 英 彦	825,000	17.10
W O R L D F P T E . L T D .	445,000	9.22
寺 山 隆 一	158,000	3.27
前 川 昌 之	155,000	3.21
久 幾 田 守 弘	132,600	2.75
藤 吉 一 彦	94,400	1.96
株 式 会 社 NSC ホ ー ル デ ィ ン グ ス	90,100	1.87
渡 邊 昭	80,500	1.67
野 村 證 券 株 式 会 社	68,100	1.41
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	64,000	1.33

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第13回新株予約権	
保有人数	監査等委員でない取締役（社外役員を除く）	3名
保有する新株予約権の数		3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式	300,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり	300円
新株予約権の行使価格	1株当たり	505円
新株予約権の行使期間	2024年5月1日から 2033年4月30日まで	
新株予約権の主な行使条件	(注)	

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けたもの（以下、「新株予約権者」という。）は、2025年1月期から2029年1月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）の売上高が、1,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度において2015年1月30日に発行した第5回新株予約権の権利行使は完了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年1月31日現在）

地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 吉 英 彦	株式会社さんぽ路取締役 WORLD F PTE. LTD.取締役 TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. Director
取 締 役	青 柳 貴 士	CFO
取 締 役	鈴 江 泰 仁	営業担当
取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 安 俊 英	公認会計士 岡安総合会計事務所所長 株式会社松村組社外監査役 MUSVI株式会社社外監査役 株式会社スピーク社外取締役 Tebiki株式会社社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 々 木 豊	株式会社ビザライト代表取締役 株式会社ビザライトワークス代表取締役 株式会社松屋アールアンドディ社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	原 口 昌 之	弁護士・公認会計士 英和法律事務所所長 株式会社早稲田アカデミー取締役（監査等委員） MRT株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）岡安俊英氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）原口昌之氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のうち、特定の事由又は行為において保険金を支払わない場合及び支払限度額について定めることで、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の固定報酬の限度額は、2020年4月22日開催の第26期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額100,000千円以内、2018年4月17日開催の第24期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内と決定しております。

当社は、役員報酬等に関する事項について当該決定方針を役員報酬規程により定め、取締役会にて決議しております。企業価値の持続的な向上に資するよう、経営環境、当社の業績等に十全の配慮を尽くしたうえで決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

報酬の構成については、通常は固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしておりますが、必要に応じて非金銭報酬等を支給することを妨げないものとしております。

b. 基本報酬に関する方針

基本報酬については、月例の固定報酬とし、個人別の報酬額については役位、職責、在任年数、他社水準、経営環境、当社の業績等を総合的に勘案して決定することとしております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会における協議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けて決定することとしており、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

ｃ．非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等については、有償新株予約権とし、当該有償新株予約権の支給並びに内容及び数の算定方法については、経営環境、当社の業績等に十全の配慮を尽くしたうえで決定することとし、個人別の割当て数については役位、職責、在任年数、他社水準、経営環境、当社の業績等を総合的に勘案し、取締役会における協議により決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	62,016 (—)	62,016 (—)	— (—)	— (—)	3 (—)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	70,416 (8,400)	70,416 (8,400)	— (—)	— (—)	6 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、第26期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は第24期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
2. 取締役会は、代表取締役社長藤吉英彦に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会がその妥当性について確認しております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）である岡安俊英氏は、岡安総合会計事務所の所長、株式会社松村組の社外監査役、MUSVI株式会社の社外監査役、株式会社スピックの社外取締役及びTebiki株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び各社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である佐々木豊氏は、株式会社ビザライトの代表取締役、株式会社ビザライトワークスの代表取締役及び株式会社松屋アールアンドディの社外取締役を兼任しております。当社と各社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である原口昌之氏は、英和法律事務所の所長、株式会社早稲田アカデミーの取締役（監査等委員）及びMRT株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び各社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	岡 安 俊 英	岡安俊英氏は、社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会12回の全て、監査等委員会12回の全てに出席しました。独立した立場から内部監査部門への指導を行い、また、監査等委員長として監査等委員会を主導しました。
社外取締役 (監査等委員)	佐 々 木 豊	佐々木豊氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会12回の全て、監査等委員会12回の全てに出席しました。企業経営で培われた深い知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与しました。
社外取締役 (監査等委員)	原 口 昌 之	原口昌之氏は、社外取締役に就任以降、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会12回の全て、監査等委員会12回の全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

そうせい監査法人

(2) 会計監査人の報酬等

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 14,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結していません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針として、当社が取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監視に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部を管掌する取締役又は執行役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るコンプライアンス規程及び危機管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役及び執行役員は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、全ての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正

に行われております。

このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑤ 会社における業務の適正を確保するための体制

当社では、取締役会が、当社の経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告すると共に、内部監査室が、当社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告することを内部監査計画として策定しております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力すると共に、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査等委員会付を置きます。監査等委員会付は原則1名以上配します。

監査等委員会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行います。

⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

監査等委員及び監査等委員会には必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、その旨を周知徹底しております。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生じる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとし、また、当社は監査業務に係る費用について、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとしております。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めると共に、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を選任しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止すると共に、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内に設置し、取り組みを強化しております。

③ リスク管理

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、「危機管理規程」を整備し、危機管理担当取締役を選任しております。

④ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うと共に、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を12回開催しております。

⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うと共に、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部統制担当部署など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

2025年1月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	461,103	流 動 負 債	70,398
現 金 及 び 預 金	314,851	買 掛 金	27,464
受取手形、売掛金及び契約資産	101,042	未 払 金	5,182
商 品 及 び 製 品	26,894	未 払 費 用	2,352
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	28	未 払 法 人 税 等	6,368
前 渡 金	9,961	前 受 金	4,708
前 払 費 用	8,327	預 り 金	4,028
貸 倒 引 当 金	△1	賞 与 引 当 金	7,037
固 定 資 産	81,368	そ の 他	13,257
有 形 固 定 資 産	14,292	固 定 負 債	60,000
建 物	575	長 期 借 入 金	60,000
工具、器具及び備品	80,094	負 債 合 計	130,398
減 価 償 却 累 計 額	△66,376	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	62,146	株 主 資 本	410,856
ソ フ ト ウ エ ア	57,102	資 本 金	593,982
ソフトウェア仮勘定	5,043	資 本 剰 余 金	539,608
投 資 そ の 他 の 資 産	4,929	資 本 準 備 金	522,711
長 期 前 払 費 用	508	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,897
差 入 保 証 金	4,421	利 益 剰 余 金	△722,488
		利 益 準 備 金	1,170
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△723,659
		繰 越 利 益 剰 余 金	△723,659
		自 己 株 式	△246
		新 株 予 約 権	1,216
		純 資 産 合 計	412,073
資 産 合 計	542,471	負 債 純 資 産 合 計	542,471

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年 2 月 1 日
至 2025年 1 月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			411,492
売上原価			170,660
売上総利益			240,831
販売費及び一般管理費			235,562
営業利益			5,269
営業外収益			
受取利息	29		
為替差益	1,843		
その他の	120		1,993
営業外費用			
支払利息	343		343
経常利益			6,919
特別損失			
固定資産除却損	137		137
税引前当期純利益			6,781
法人税、住民税及び事業税	4,435		4,435
当期純利益			2,346

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 2 月 1 日
至 2025年 1 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	593,175	521,903	16,897	538,801	1,170	△726,005	△724,835	△246	406,895
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	807	807		807					1,615
当 期 純 利 益						2,346	2,346		2,346
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	807	807	－	807	－	2,346	2,346	－	3,961
当 期 末 残 高	593,982	522,711	16,897	539,608	1,170	△723,659	△722,488	△246	410,856

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1,216	408,111
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,615
当 期 純 利 益		2,346
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－
当期変動額合計	－	3,961
当 期 末 残 高	1,216	412,073

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

株式会社トラース・オン・プロダクト
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	木 村 勝 治
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	一 木 伸 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トラース・オン・プロダクトの2024年2月1日から2025年1月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告書

株主
総会
参考
書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、第31期監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると共に、その運用状況に係る事業報告の記載内容は適切であり、内部統制システムの構築・運用に関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるそうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月24日

株式会社トラース・オン・プロダクト 監査等委員会

監 査 等 委 員 岡 安 俊 英 ㊞

監 査 等 委 員 佐 々 木 豊 ㊞

監 査 等 委 員 原 口 昌 之 ㊞

(注) 監査等委員岡安俊英、佐々木豊及び原口昌之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	再任 ふじ よし ひで ひこ 藤 吉 英 彦 (1973年5月2日生)	1995年 1 月 有限会社アイ・ディー・ディー（現当社）設 立 代表取締役社長（現任） 2012年 5 月 北京大学EMBAコース修了 2013年 8 月 株式会社さんぽ路取締役（現任） 2016年 2 月 WORLD F PTE. LTD.取締役（現任） 2017年 2 月 TRANZAS Asia Pacific Pte.Ltd. Director （現任）	825,000株
2	再任 あお やぎ たか し 青 柳 貴 士 (1974年4月1日生)	2004年 9 月 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 （現コネクシオ株式会社）入社 2007年11月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社） 入社 2008年 9 月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社 CAM）入社 2014年 6 月 株式会社ニュース・サービス・センター入社 2014年12月 同社取締役 2015年 4 月 株式会社NSCホールディングス取締役 2020年 4 月 当社取締役CFO（現任）	— 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	再任 すず え やす ひと 鈴 江 泰 仁 (1971年12月5日生)	1998年 9 月 株式会社東陽入社 2005年 9 月 Precision Tools Service Czech s.r.o. Vice President 2013年 2 月 株式会社JSP取締役 2017年 3 月 株式会社モデュレックス取締役 2022年 4 月 当社取締役営業担当（現任）	— 株

- ※ 1 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ※ 2 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市西区高島二丁目13番12号
崎陽軒本店5階 宴会場 マンダリン（イースト）



交通のご案内

- JR線 横浜駅 東口 徒歩1分
- みなとみらい線 横浜駅 東口 徒歩1分
- 京急本線 横浜駅 東口 徒歩1分
- 東急東横線 横浜駅 東口 徒歩1分
- 相鉄本線 横浜駅 東口 徒歩1分
- 横浜市営地下鉄ブルーライン 横浜駅 徒歩5分

※会場には駐車場の用意はございませんのでご了承ください。